

第八十六号議案

例 江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
 江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年三月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち江戸川区特別区税条例付則第五条の二の次に五条を加える改正規定のうち付則第五条の四の見出し中「減免の特例」を「非課税、課税免除及び減免の特例」に改め、同条中「対しては」の下に「、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により」を加え、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

当分の間、軽自動車税の環境性能割において法第四百四十五条第二項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第三十七条の三の規定にかかわらず、東京都が法第四百四十八条第二項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車とする。

2 当分の間、第三十八条の規定は、軽自動車税の環境性能割について適用しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

特別区における軽自動車税の環境性能割に係る非課税、課税免除及び減免に関する取扱いを、東京都における自動車税の環境性能割に係る非課税、課税免除及び減免に関する取扱いと同様にする必要があるので、本案を提出いたします。